

第52回笛吹市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和6年2月14日（水）

9時30分～11時30分

場所：市役所本館301会議室

【出席者】

委員：風間会長・高橋委員・羽田委員・土屋委員・竹下委員・新沼委員・岩間委員
深澤委員・吉村委員・渡邊委員・鈴木委員・田草川委員・伊藤委員・茂手木
委員・堀内委員・林委員・雨宮委員・霜村委員・志村委員・四家委員

アドバイザー：高木准教授

事務局：内藤センター長・石原・菊島・荻原・曾根・依田・若野

1. はじめのことば

（内藤）ただいまから、第52回笛吹市地域自立支援協議会を開会させていただきます。私は本日の進行を務めさせていただきます、笛吹市障害者基幹相談支援センター長の内藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 笛吹市地域自立支援協議会 会長あいさつ

（内藤）それでは、風間一幸会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

（風間）皆様、おはようございます。このところ暖かかったのですが、今朝は非常に寒い日でございます。私は毎朝1時間ぐらいウォーキングをしているのですが、朝の冷たい空気の中で歩くというのは本当に気持ちが良い。そういうことを感じながら、今日は歩いてきました。やはり歩くというのは健康のためにも良いと思いますので、健康なうちは続けていきたいと思っています。今日は午前中の時間ですが、ぜひよろしくお願いいたします。

（内藤）ありがとうございました。

3. 高木アドバイザーあいさつ

(内藤) 続きまして、本自立支援協議会のアドバイザーをお引き受けいただいています、山梨県立大学准教授の高木裕之先生からご挨拶をいただきます。先生よろしく申し上げます。

(高木) 皆さん、おはようございます。先々週から県外に行く機会がありまして、久しぶりに色々な街中を歩く機会がありました。歩いていてお店を見ると、障がい者の方たちが作成した物を売っているお店もありまして、すごく個性が出ていると感じる機会がありました。一方は給料が低額になってしまうような下請けをやっている作業所と、もう一方は何かこだわりのものづくりや味で勝負するパン屋さんです。そして、もう一つ面白かったのが観光のお土産屋さんです。障がい者の方たちが作ったものに新たな価値をつけて、そこで勝負しようという戦略を持って、障がい者雇用を考えていると感じました。近頃は、障がい者に対する就労の戦略が、多岐にわたっており、それぞれ個性が出ているという事を実感しました。山梨ではどうだろうか、まだまだ我々が伸びる余地はたくさんあるなど思いながら見てきました。街中を歩いてみるだけでも随分違うなという事を感じましたので、ぜひ皆さんもそんなことを見ながら生活していただいて、感じたことをこういう会議の場でお伝えいただくと良いのではないかと思います。今日はよろしく願いいたします。

(内藤) 高木先生ありがとうございました。それでは、早速議事に移りたいと思います。笛吹市自立支援協議会設置要綱の第6条第1項に基づきまして、「会長が議長となる」とありますので、風間会長よろしく願いいたします。

4. 議事

(風間) それでは失礼いたします。スムーズな進行ができますよう、ご協力をよろしく願いいたします。それでは座って失礼いたします。では、最初に今年度の各部会連絡会の状況について、ご報告をお願いしたいと思います。初めに当事者家族部会からお願いいたします。

(1) 今年度の各部会活動状況について

(竹下) 今年度の取り組みについてご報告いたします。4月は前年度の反省と今年度の目標を確認して、地域活動支援センターの活動内容と状況の説明をいただきました。また、市の障害福祉計画や障害者基本条例の説明を受けまして、家族会としての意見を伝えました。この時は、当事者として参画しているということが実感できました。9月はフランスで行われたアビリンピックに、手話通訳で参加された方から報告を受けました。10月になりますが、スマートフォンの基本的な操作を専門の方に来ていただいて説明を受けました。その他、AIデマンド交通について市の担当者から詳しい説明をいただきました。部会ではこのように様々な活動を行っておりますので、沢山の方にご参加いただければと思います。

(風間) はい、どうもありがとうございました。ご説明の中に障害者基本条例のことが含まれておりました。制定の経緯について、障害福祉課よりご説明をいただけますでしょうか。

(内藤) ただいまの説明の中で障害者基本条例に触れていただきましたので、前回の第51回の自立支援協議会の中でも簡単にお話をさせていただいておりますが、進捗状況について皆さんにお話をさせていただきたいと思います。笛吹市障害者基本条例につきましては、これまで聴覚者協会や障害者団体連絡協議会などから、手話言語条例の制定を要望されてきました。その後、平成29年度に開催されたまちづくり座談会において、手話言語条例制定に関する質問がございまして、その中で市長が障害者基本条例を制定するという意向を示されましたので、この自立支援協議会の活動として、平成30年2月に市民から障がいの原因とした暮らしにくさを感じた経験とか、理想とする市の将来像といったご意見を募集させていただきました。その際に条例の基となる事例を募りまして、113事例が寄せられました。平成30年度から当事者家族部会で論点整理を行い、令和元年度に一般市民に対する理解浸透のためのワークショップを開催し啓発を行いました。令和2年度に策定した笛吹市第4次障害者基本計画の中に、条例制定の取り組みが掲げられていましたので、この地域自立支援協議会の当事者家族部会においても検討を続けていただきまして、今日に至ります。先ほど竹下会長から、障がい当事者も市の政策に参画をしているというお話をいただきましたが、障害者基本条例は障がい当事者・家族また、広く市民の皆様のご意

見を反映させていただいて、皆さんで作り上げた基本条例になっております。条例の素案が出来上がりまして、昨年12月22日から1月22日までパブリックコメントを実施させていただき、5人の方から15件のご意見をいただきました。結果につきましては、現在ホームページ上で公開をさせていただいていますので、どのような意見が寄せられたのかをご覧いただければと思います。この後2月20日から令和6年第1回の笛吹市の定例議会が開会いたしますが、その第1回の議会に条例が上程されまして、そこで議決を経て成立になります。この基本条例ですが、山梨県下では初の基本条例になっております。もう一つご案内がありまして、笛吹市では令和6年度に市制20周年を迎えます。この障害者基本条例が制定された暁には、この市制施行20周年記念という冠をつけた障害者基本条例制定記念フォーラムを開催する予定になっています。4月には実行委員会の立ち上げ等も予定をしておりますので、ご協力をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(風間) ありがとうございます。それでは、次に進めさせていただきます。相談支援部会の報告をお願いいたします。

(鈴木) 今期の活動状況を説明させていただきます。一つ目は虐待勉強会です。昨年12月20日に行いました。高橋弁護士に講師をお願いして、通報をポイントとしてお話しいただきました。通報する事に大きな壁がありますので、そこを緩めてもらおうというところと、通報した後どうしたらいいのかというところも含めて、改めて勉強する機会にしました。二つ目ですが、昨日事例検討会を行いました。中国人ご夫婦の障がい児の状況をどう支援するかという内容でしたが、文化的な背景の相違からとらえ方に差異が生じます。例えば、私達からすれば明らかに虐待の事例であっても、中国ではこれは当たり前のことだと言われてしまいます。そうなるも果たしてどう考えていくべきなのだろうかということを検討しました。内容的には難しい勉強会でしたが、この相談支援部会では難しい事例をみんなで深めていくよりも、色々な立場の方に入っただいて、みんなで考えるための部会なので、昨日も虐待の話はあまり深めませんでした。一方で、そういう考え方があるのかとかこういう背景があるのかということをもみんなで理解するということができただろうかと思っております。今回は、事例を統一書式で提出してもらいました。今後はこの統一書式に慣れていただく、という事も進めていきたいと考えています。

(風間) お話の中で虐待勉強会がありました。虐待の問題は本当に深いものがあり、しか

も周りから見えにくいいため、本当に厳しい問題があらうかと思います。この勉強会は高橋先生が講義や編集をご指導されたものですが、何か付け加えることがありましたらお願いします。

(高橋) 普段あまり虐待に関わっておられない方にとって通報というと、警察に通報するのと同様の認識があり、通報していいのかと悩まれるところだと思います。しかし、警察への通報とは法律の目的が違います。虐待が成立すると養護者と障がい者のお互いにとって苦しい状況だと思いますので、虐待防止法は虐待が成立したら市が介入して、その虐待状況を解消していくことを目的としています。ですから通報が早ければ早いほど傷も浅く修復がしやすく、障がい者も養護者もお互い非常に楽になれるので早期に通報しましょうという事を重点的にお話させていただきました。しかし、法律上はこうなっているのだとお話しても、実際のところは現場の方の考え方もあり、なかなか理解が難しいという事を昨年度の研修から感じていました。ですから、今年は吉村さんや志村さんと私でやり取りをしながら、皆さんで理解を深めていただきました。

(風間) ありがとうございます。次に、児童部会のご報告をお願いします。

(荻原) 後半の活動状況ですけど、昨年12月7日に学習会を実施することができました。内容は発達特性を考慮した卒業後の生活を見据えた支援ということで卒業後を見据えた中で、今、放課後デイサービスの事業所の中でどのような支援が必要なのかどんな支援ができるのかというところにポイントを絞って、こころの発達総合支援センターの職員の方にお話していただきました。学習会では、それぞれのライフステージに応じた発達支援と、「就労準備性」という言葉を使っていましたけど、就労に向けてどんな段階があるのか、次の段階がどこなのかというところを明らかにすることができたと思います。それから、発達障がい者の就労支援をする場合に、どこがポイントになるかということも、実例を踏まえてお話しをいただきました。来年度の取り組みとしましては、まずはそれぞれの事業所の紹介、部会に対する希望を聞いていくこと、それを受けて、支援方法等を勉強する機会を設定しようと思っております。

(風間) ありがとうございます。それでは、事業所連絡会のご報告をお願いします。

(石原) 事業所連絡会の古屋会長が本日欠席となりますので、事務局からお話させていただきます。事業所連絡会は、市内の障害福祉サービスの事業所が参加して、会議を行っています。最近の傾向として、就労支援事業所の参加がほとんどでして、他の事業所の参加が少ない状況があります。年間の活動としては、2ヶ月に一度授産品販売会を行いました。これは継続して次年度も行っていきたいと思っております。また、以前にNEXCO中日本さんから草刈りの依頼が来ていましたが、ここ数年はコロナの影響もあり、お話がありません。またお話があれば事業所連絡会の中で、その対応をしていけたらと思っております。その他、授産品カタログを作成して、事業所のPRをしていきたいと考えております。課題としましては、事業所連絡会が就労支援事業所の授産品に偏りがちな部分がありますので、他種の事業所も含めて今後の活動をしていきたいと思っております。来年度は、それぞれの事業所が抱えている課題や虐待に対する勉強、地域に必要な資源は何か等を、みんなで検討し、事業所としての意見集約をし、本会等で提案できるようにしたいと考えております。

(風間) それでは、委託相談連絡会のご報告をお願いします。

(菊島) 今年度の活動といたしましては、基幹相談支援センターから委託相談支援事業所へ委託したケースの支援状況の共有や、困難ケースの意見交換を年に4回行ってまいりました。また、障害福祉サービスをご利用中の65歳以上の方の介護保険サービスへの移行について、昨年度から長寿支援課と検討をしております。その中で、相談支援のフロー図等の説明チラシを作成いたしました。早速、今月より福祉サービスの計画相談員や介護保険のケアマネジャーに周知を図りながら、より使いやすくなるように改善していく予定です。地域の現状と課題について検討し、相談支援体制作りに繋げていきたいと考えております。

(風間) それでは、計画相談連絡会のご報告をお願いします。

(曾根) 本年度の連絡会は1度開催しております。令和6年度は障害福祉サービスの報酬改定が行われますので、そうした動向を踏まえて、対応方法を勉強する機会を設けたいと考えております。また、相談支援員の質の向上への取り組みとして、連絡会の中でモニタリング検証を実施できないかを検討していきたいと考えております。

(風間) それぞれの部会から進捗状況のご報告をいただきました。皆様方からご質問等ありましたらお願いいたします。

(岩間) 当事者家族部会の竹下会長にお伺いします。高次脳機能障害の当事者家族会が山梨県にありますが、会員の高齢化で会の存続が危うくなっており、このような状況は全国的にあります。その中で、地元の自立支援協議会の当事者家族部会に参加したらどうだろうかという意見や、広域的な家族会を立ち上げる話も進んでいます。そこで、会の現状やそういった方々の入会の可否について教えていただけたらと思います。もう一点は市の方への質問になります。先ほどヘルプマークの浸透について、当事者家族部会の方からもご報告がありました。実際に電車に乗っていると、都内では着けている方を多く見かけます。東京都では山手線のいくつかの駅では無料で配布しています。ですから、ダウンロードして自分でパウチして持ちなさいという形でなく、きちんとプラスチックで作成したものを配布していただきたい。配布ではなく、安価で販売でも良いと思いますが、皆さんに周知していくにはきちんとしたものが必要だと思います。身に着ける方もしっかりしたものだ、配慮が必要だということをきちんと周知ができて安心だと思いますので、検討していただけるとありがたいです。

(風間) はい、ありがとうございます。2点ご質問いただきました。

(竹下) ご質問の件ですが、特に入会手続きはありません。障がい当事者・ご家族の方であれば自由参加になっています。高次脳機能障害というと精神障がいに当たると思いますが、ので大丈夫です。

(風間) はい、ありがとうございます。では、市の担当の方よろしく申し上げます。

(志村) ヘルプマークにつきましては、当市では二つ折りの紙製のものをお渡ししています。かかりつけの主治医や症状等を記入できるような形で二つ折りとなっています。先ほどお話がありましたように、ご自身でパウチして使用していただくような運用をしております。ヘルプマークの運用方法につきましては、以前から当事者の方々のご意見をいただ

く場を設定してきました。今後もヘルプマークに関しまして、皆様からご意見をいただきまして検討していきたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(風間) はい、ありがとうございます。それでは、議事はこれで終了させていただきます。続いて相談支援の状況について、峡東圏域マネージャーの吉村さんからお願いいたします。

(2) 相談支援の現状について

(吉村) お手元のカラー刷りの資料をもとに、ご説明させていただきたいと思っております。まずは、まとめを見ていただきたいと思います。①番の相談支援事業所数では、峡東圏域に関しましては、令和5年度には15事業所あります。その15事業所の内訳が笛吹市、山梨市、甲州市ごとになっています。山梨県内で言いますと、令和3年から4年にかけて若干事業所が増えてきている状況はありますが、峡東圏域の中では事業所は増えていない状況です。②番は機能強化型設置数です。これは相談支援事業所において、常勤や専従相談支援専門員を複数人配置しているところが4段階で評価されます。しかし、笛吹市では機能強化型に該当する事業所は少ない状況があります。この機能強化は令和3年の報酬改定の際に新設されましたが、取りづらいのではないかと感じています。また見直していく必要もあるのではないかと感じています。③番は相談支援専門員数です。峡東圏域では40名の方がいらっしゃって、笛吹市でも令和4年から5年にかけて若干増えています。相談支援専門員の数としては増えてきていますが、その下の相談支援専門員の配置人数では7.5名となっていますので、半分が現場や他の業務と兼務していることが分かります。その下は主任相談支援専門員数です。これは新しくできた資格でして、相談支援業務の全般をマネジメントすることが求められています。具体的には、支援困難ケースの対応や、社会資源の開発、地域のネットワーク作り等が求められています。県内としては今29名いらっしゃいます。峡東圏域では4名で、笛吹市にも1名いらっしゃいます。今後は徐々に増えていくように思います。主任相談支援専門員は基幹相談支援センターに配置されるのが望ましいと国は言っていますが、山梨県全体を見ても基幹相談支援センターに配置できている割合は高くないのが現状です。④番は1人当たりの平均担当者数です。実際に峡東圏域を見ますと、45.2人となっています。笛吹市では、山梨市・甲州市の倍の人口がありますので、1人当たりの担当に関しては、63.7人とかなり多い人数を対応されていらっしゃるの分かります。⑤番の

サービス利用者総数では、年々増えてきておりまして728の方が実際にサービスを利用されています。その中で計画相談支援を利用されている方が⑥番になり、実際に674の方が利用されています。その中で峡東圏域全体もそうですが、笛吹市も特に児童の数は年々増えてきているのが見て取れます。⑦番はセルフプラン数です。昨年度から減らしていこうと取り組んでいるのですが、セルフプランに頼らざる得ない現状であることが分かります。この調査結果を部会等で活用していただき、相談支援事業所を増やしていく材料にしていいただければありがたいです。続きまして、裏面をご覧ください。この調査集計のまとめは峡東圏域全体のものなので、先ほどご報告した内容と同様です。令和6年度以降の相談支援の報酬は、左側の①基本報酬等の充実という欄のサービス利用支援費のところ です。一応全体的には、一つ一つに関して50単位ずつ増えてきています。1単位10円という計算なので、1件に関して500円ずつ増えてきています。国としては、機能強化ⅠとかⅡをどんどん取ってくださという形で評価をしていく状況になっています。隣の②番で医療等の多機関連携では通院同行の他、情報提供や連携を図っていくことにも報酬が出るようになります。国としては、今後さらに相談支援事業所を増やしていく方向で進めていく事がうかがえます。

(風間) ありがとうございます。今の件について、皆様ご質問等ございましたらお願いします。

(土屋) 機能強化体制加算ですけど、これは国として何か支援を予定しているという事なのでしょうか。

(吉村) 元々令和3年度に機能強化が出てきて3年経ちましたが、実際のところ活用されてきませんでした。この機能強化型に関しては、こうすれば良いという明確な意見は出ていません。ただ、来年度の報酬改定に合わせて見直しが行われると思います。

(風間) 他にございますか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ

(鈴木) 今日のチラシの中に相談支援ネットワーク山梨のチラシを入れておきました。どうして私がここでこの話をしているのかと言うと、いわゆる障がい高齢者の支援をどうするかという悩みが支援者から出ています。一方で介護支援専門員からは、障がい特性が

分からないと言った意見があり、このような交流会を行っています。こういう課題が出てきたときに、この苦しみを自分たちで抱え込まなければならないという現状があります。ですから結果的に辞めてしまう職員が多くなっています。そこで、みんなで共有しながら、少しでもこの仕事を楽にできるようにならないだろうかということを検討しているところです。

(風間) ありがとうございます。それでは、次に移りたいと思います。

(3) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について

(志村) お手元の資料の表紙を1枚めくってください。この計画は、障害者総合支援法に基づき、国が定める基本方針を踏まえ、達成すべき障害福祉サービスの数値目標を示したものでございます。こちらに関しましては、昨年度に家族会の方々や各事業所の方々からご意見等いただき、数値目標を算定させていただきました。そして、この計画の計画期間につきましては、令和6年から令和8年までの3ヶ年となっております。次に、この福祉計画の構成についてご説明させていただきます。この計画は三つの章立てで構成されております。まず第1といたしまして、障害福祉計画のあらましについて記載があります。1ページから6ページに渡りまして、計画の目的、位置づけ、計画対象障害福祉3サービスの体系が記載してあります。4ページをご覧ください。基本理念・基本目標につきましては、第1節の障害者基本計画で定めたものを記載してあります。次に7ページをご覧ください。こちらは障害福祉サービスの体系となっております。自立支援給付、障害児支援、地域生活支援事業から構成されており、これらに沿った数値目標を定めております。続いて8ページ以降では、国の指針で示された成果目標が記載されております。成果目標は国の定めた達成すべき基本的な目標となりますが、場合によっては前回の計画の振り返りと次期計画見込み量の確保のための方策が記載されております。見込み量の確保のための方策ですが、前期計画の実績と国の指針を踏まえ、地域計画の目標値と目標を達成する必要な方策を記載してあります。20ページ以降では、障害福祉サービスの見込み量についての記載になります。次に、30ページをご覧ください。こちらは障害児支援に関する見込み量となっております。こちらも、障害福祉サービスと同様に前回計画において盛り込んだ障害児支援についての実績と振り返り。国の指針を踏まえた今回計画の目標値と目標を達成するための方策について記載されています。33ページからは地域生活支援事業に関しての見込み

量になります。こちらも前回計画の振り返りと実施計画の見込み、その確保のための方策について記載がありまして、こちらが37ページまで続きます。38ページからは、計画の推進、追加事項となっております。ここでは計画の検証と見直し、関係機関との連携についての記載がございます。右側39ページは現状の障害者手帳の所持者の状況等に関する記載がございます。ここからは、この計画の今後のスケジュールについてお話をさせていただきます。本日この場で皆様にご意見をいただきまして、近日中に庁内の関係各課に意見を求める予定となっております。その後、来月の議会におきましてご説明等いただいた上で、市長決裁を取り、ホームページで公表となります。年度が変わりまして、4月、5月に県にこの計画を提示するという流れとなっております。すみません、1点追加がございました。16ページをご覧ください。こちらの児童発達支援センターは、児童福祉に関する中核的な施設として設置されますが、現時点では笛吹市には設置されていません。当事者家族の方々からは、以前より児童発達支援センターの設置希望をいただいております。令和8年4月の開設を予定して準備を進めております。

(風間) はい、ありがとうございます。今のご説明に関して、ご質問等ございましたらお願いします。

(土屋) 28ページ、日中活動系の中に就労選択支援とあります。令和7年度より実施とありますが、どこで実施される予定なのでしょうか。

(志村) この将来戦略支援につきましては、現在のところ国からの明確な指針等がまだ出ていない状態です。計画を立てる段階で、県には何回か質問等挙げさせていただきましたが、国から出されている部分だけを読んでくださいという回答しかいただいております。土屋さんのご質問に関しましては、まだ計画段階だと思います。今年度中にある程度計画方針を出せればと思います。そのようにご理解いただければと思います。

(土屋) ありがとうございます。就労支援の相談窓口として、峡東地域ではぶどうの里や、甲府地域では住吉病院などがあると思いますが、そういった事業所が就労選択支援を行うのかと思っていましたが、別なのですね。

(吉村) 多分、現在の就労支援事業所が、就労選択支援事業を追加で行っていくという形になると思います。この就労選択支援は、対象者の一般就労にむけたアセスメントを取っていく事業で、短期間の利用を想定しています。これが令和7年から始まります。今後は、この部会や事業所連絡会の中で働き掛けをしていく必要があるのではないかと感じています。

(土屋) だいたいわかりました。

(吉村) もちろん、ハローワークとも連携を図ります。支援学校の生徒にも、実際に事業所に通っていただきアセスメント取ります。その方にどういう仕事が入っているのか、本人がどういう仕事をしていきたいかを意思決定できるように組み立てていく支援になります。

(風間) はい、ありがとうございます。他にございますか。

(土屋) 15ページの障がい児支援の提供体制の整備等の中に、インクルージョンの推進をするためとありますが、具体的にどのような事なのでしょうか。

(志村) 障がいのお子さんと健常のお子さんを区別することなく、一定の生活環境の中で過ごせるような包括的な体制がインクルージョンであると国から示されております。本来は、児童発達支援センターが障がい児のインクルージョンの中核的な役割を果たす施設になります。笛吹市には現時点で児童発達支援センターがございませんが、体制整備を進めているところであります。

(土屋) ありがとうございます。最終的には小学校や中学校でも、障がい児と健常児が一緒に学べるような場所を目指しているという事でしょうか。

(志村) 方向性としてはそういう形が望ましいと思いますが、現時点ではまだ整っておりません。今年度中の見通しということでご理解ください。すみません。現段階でも芦川小学校においては、障がい児と健常児方が一緒に学べる環境を整えております。

(風間) はい、ありがとうございました。もうだいぶ時間も過ぎていきますので、もし他になければ、以上で議事を終了したいと思います。

(内藤) 風間会長、長時間にわたり議事進行ありがとうございました。それでは次第の5. その他に移りたいと思います。支援センターふえふきの鈴木所長から就労関係についてご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

5. その他

(鈴木) 今回、就労研修でどのような事をしたのかというと、就労B型の事業所を2か所見学してきました。一つは山梨市にある「みのり」という施設です。ここの特徴は、工賃の高さです。とにかくこの辺で一番の工賃を出す。作業は畑仕事を中心です。畑の収穫をしてワイン、ジャムを作って販売する作業と、室内での細かい組み立て作業があります。そして工賃は3万以上を目指しています。次に行った所は、一宮町に新しくできた「ダンケ」という施設です。ここの特徴は、インターネットを利用して日本だけでなく、外国にも販売していく所です。それを中心に、この場所でカフェも一緒にやっという事です。笛吹市の計画にもあるように、100人以上の方が就労B型の利用を希望していますが、3割ぐらいの方が1年続かずに辞めてしまいます。色々理由はあると思いますが、仕事が面白くないということもあると思います。ですから、自分が行く施設を作業内容で選ぶことが出来れば、結果も違ってくるのではないかと。そういう思いでこの2ヶ所を見学してきました。次に、のる一と笛吹の話をしていただきます。最初に当事者・家族部会にて市の職員から説明をいただき、その後実際に登録をさせていただきました。登録の際は、市長に声をかけていただき、皆さんは感動されていました。今回の就労施設見学の時に、のる一と笛吹を利用してセンターの近くまで来ていただき、そこからみんなで行くという事を試みました。以前からあるデマンドバスも利用している方が多かったのですが、運転手の雰囲気良くないと感じている方が多かったです。障がい特性が関係しているのですが、話し方、声のかけ方、電話の対応に癖がある方だと乗れなくなってしまう方が多いです。今回はその辺を意識しながら、のる一と笛吹に乗車してみました。私たちは普段から障がい者がバスに乗るときには、同じ利用者さんに手を貸してもらえませんか、自分から言う必要がある事を説明しています。今回も、社会参加だということを意識しながら行いました。次は、朗読ボランティア発表会という事業の説明をさせていただきます。

これは、目の不自由な方に広報誌を届けようという事業です。勿論そのままでは読めない
ので、広報紙を朗読してもらい、それをCDにして届けています。これらの作業は、朗読ボ
ランティアに協力をお願いしています。朗読ボランティアの方々は、お年寄りや子供に本
を読み聞かせてあげたいという思いからボランティア活動を開始される方が多く、その延
長線上で目の不自由な方にもこういうサービスを提供したいとの思いからこの活動を開始
される方々が集まっています。ですから、年に1度こういった発表会をしたらどうかと本
人たちが自主的に行っています。こういう形でボランティアの応援をすることも、大切な
仕事だと思っています。目の不自由な方にも、広報誌を届けなければなりません。目が見
えない人たちには届けなくてもいい、これは障害者差別にあたります。目が見えない方々
にも、理解できるように届けなければいけないとの思いから、この事業をしています。最
後にもう一つ、障害者サロンを紹介します。この障害者サロンは、はじめの一步というも
のです。対象者は、基本的にひきこもりの障がい者です。私たちは、ひきこもりの情報を
いただくと、最初の一步としてサロンに来て、皆さんでお茶を飲みましょう。という声
掛けをしています。サロンは皆さんが参加しやすいように、色々な場所で開催していま
す。御坂で行う事もあれば、八代ではカフェをお借りして行っています。ひきこもりの
方々に、外に出るとこういう楽しいことがあるよと訴えながら、毎月サロンを開催してい
ます。支援センターでは、他にも色々な活動をしています。ぜひ関心を持っていただけた
らありがたいと思います。また何か機会があったら、話しをさせてください。

(内藤) ありがとうございます。支援センターふえふきの活動内容のご説明をいただき
ました。何か質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、ここで高木先生からアドバイスをいただきたいと思います。先生よろしくお
願いします。

(高木) 今日の話の中から一つピックアップすると、相談員の話がありました。どう育て
るのかという事はある程度できてきたのかなと思います。施設もだいぶ出来てきていま
し、制度も新しくなっています。人もそれなりにいる。大事なものはどう守っていくか
を考えていかなければならない。今日ずっとお話を聞いている中で、思うところになりま
す。例えば、先ほどの話の中で職員がバーンアウトするとありました。社会福祉士や精神
保健福祉士1年目でも、主任がいれば計画相談員として配置が出来るよという事で、それ
なりに人を配置する事は出来ますが、問題は新人職員をどう守っていくのかそこを考えな

ければなりません。毎年示される統計資料を見ると、電話相談件数が多いと感じます。これをどう解消していくのかということになりますが、これまでは何となく研修等々で、職員の質の向上ということを続けてきました。しかし、このやり方はもう飽和だろうというのが正直なところ。ケアマネ業界では、計画作成についてはAIを導入しています。これは自分たちが力を入れるところはどこかと考えた結果だと思います。自分たちが対人支援で力を入れるところはどこかということをしちんと把握した上で、基礎的な情報についてはAIを導入しています。これまでのプログラミングと違い、AIは常に学習を続けるので、この経過はどうなったという結果がどんどん反映されていきます。そういう意味では、介護分野は成長の可能性があります。電話相談に関しても同じことが言えます。電話相談は究極の一人っ子と言えます。窓口対応なら、たとえクレマーを相手にしても他の職員が気づき、みんな対応してくれると思います。しかし、電話相談というのは究極の1対1ですから、どんなに罵声を浴びていても誰も気がつかない。例えば、新人職員が電話を取るのですが、主任がいるから大丈夫という話ではありません。ものすごく酷いこと言われて、終わった後にトイレに行って泣いています。いつまでたっても戻ってこられないし、次の電話も取れなくなってしまう。こんな経験してしまったら、3日か4日でバーンアウトしてしまいます。そういった対応にもAIを導入すると良いと思います。何をするのかと言いますと、何を言われているのかを文字に起こして、それをリアルタイムで他の職員が見られるようにします。そうすると、電話対応中に何を話しているのかを他の職員が見られるので、助け舟を出すことができます。これからは、デジタルを進めていくところ、アナログを残すところを見極める必要があります。電話はデジタルで対応していくのが良いと思います。先輩から「クレームのときは聞き直せばいいよ。」と言われても、どう聞き流せば良いのか、分からないと思います。電話が録音されていると先輩がどう聞き流しているのか分かるようになります。新人研修のときにクレーム研修で、全部それを流します。これは一例ですが、このようにデジタルとアナログを融合しながら、自分たちが対人支援として力を入れたい所がどこなのか。社会福祉というと、アナログのイメージがありますが、これからは、こういった事も意識していく必要があります。利用者はどんどんまた右肩上がりが増えていく中で、支援者が少ないわけですから、支援の見極めの視点が重要になります。今の福祉業界を見ていくと、ベテラン勢が定年で辞めていく。しかし、中間層がいません。相談員を守る取り組みを加速して考えていかないとまずい状況になっています。その一助として、デジタルを活用できるのではないかと。と思いますので、ご検討いただきたいと思います。

(内藤) 以上で次第を全て終了しました。それでは、羽田副会長よりおわりことばをお願い致します。

6. おわりのことば

(羽田) 本日はお忙しい中、委員の皆様お集まりいただきましてありがとうございます。皆さんもご承知の通り、1月1日に石川県の能登半島で地震が起きました。大変な災害がありまして、避難生活も苦しい状態が続いています。復興にするのにはまだまだ時間がかかると思います。今回の地震で石川県の発表では、福祉避難所は計画通りの数字が出されていますが、実際にはその3分の1ぐらいしかなかったという情報も聞きました。福祉避難所に入れなかった人は、危険だなど思っている、近くのところで生活をしている状況もあるようです。そのような情報を聞くと、災害の時に笛吹市ではどうなっているのか障がいのある方の理解が、日ごろから地域で出来ているのかという不安も感じます。この自立支援協議会が、災害に関してみんなで情報共有し、考えていく場であっても良いのではないかと思います。

本日は皆さんお疲れ様でした。

(内藤) 以上をもちまして、第52回笛吹市地域自立支援協議会を終了とさせていただきます。高木先生アドバイスありがとうございました。今年度も皆様のご協力により、無事に協議会を終えることができました。今後も障害福祉の推進に向けてご意見をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

最後に挨拶を交わして終わりたいと思います。ご起立をお願いいたします。